



女子栄養大学

自己点検・評価報告書

2023 年度

目次

女子栄養大学における 2023 年度の自己点検・評価の概要	i ~ ii
基準 1. 使命・目的等	1
基準 2. 学生	2
基準 3. 教育課程	7
基準 4. 教員・職員	10
基準 5. 経営・管理と財務	12
基準 6. 内部質保証	14
基準 A. 社会連携・社会貢献	16

【参考資料】

○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程	17
○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進及び体制	21
○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部における 2023 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領	24

女子栄養大学における 2023 年度自己点検・評価の概要

本学における 2022 年度以降の自己点検・評価の活動については、2023 年 6 月 1 日に施行した「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程」に基づき、新たな内部質保証の推進方針及び体制の下、実施することとなりました。

2023 年度の自己点検・評価については、第 1 回内部質保証推進委員会（2024 年 4 月 24 日開催）で決定した「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制」「女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における 2023 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領」に基づき、行いました。

具体的には、（公社）日本高等教育評価機構（以下「評価機構」）が明示する基準項目及び評価の視点を参考に、内部質保証推進委員会が本学独自の評価項目及び点検ポイントを設定し、各部署においてそれらを盛り込んだ「自己点検・評価シート」を用いて、それぞれの諸活動に係る点検・評価を行いました。かつては、評価機構が設定するすべての基準及び点検評価項目について自己点検・評価を行っていましたが、自己点検・評価の実質化とそれに係る負担とのバランスを考慮し、2022 年度以降は内部質保証推進委員会が定める基本方針等に基づき、重要な評価項目について重点的に点検・評価する形式に変更しました。あわせて、中期的スパンで、重点項目の点検・評価から全項目の点検・評価に移行していく仕組みに変更しました。また、基準項目ごとに「目指す状態」を提示し、それらに照らし、現状を点検し、そこから「長所・特色」や「改善・工夫の方向性」を抽出し、「改善計画」として、いつまでになにをどのように改善していくのかの具体を整理することとしました。その結果については、報告書として学外へ公表いたします。また、改善計画に記載された取り組み事項については、翌年度以降にその実施状況に関する点検・評価を行っていくこととしています。

2023年度の自己点検・評価の全体総括は、次のとおりです。

- 建学の精神のもと、教育研究の目的に沿った教育研究組織を整え、学生のための学修環境を適切に整備し、学修の柱となる教育課程の編成を適正に行っている。必要な基準や規程を設け厳正に運用するとともに、各種取組について点検・評価を行い、様々な工夫、改善を行っている。
- 今後の社会情勢の変化を視野に入れ、本学の使命と魅力を発揮できる将来像を明確にし、法人と大学が一体となった改革、さらなる教職協働の体制づくりに取り組む。
- 本学の教育研究の魅力を発揮できる教育課程の編成と研究の一層の推進について、着実な成果につながるよう、新たな内部質保証の推進体制のもと、全学的視点でPDCAサイクルを有効に機能させることのできる教学マネジメント体制を確立していく。
- 社会連携先との活発な活動状況を踏まえ、社会状況の変化に対応した本学の特色を活かした取組みを強化していく。

なお、基準ごとの詳細は、次頁以降に記載しています。

2023年度 女子栄養大学 自己点検・評価

※(視点)の番号は、日本高等教育評価機構が設定している評価の視点。

基準1 使命・目的等				
基準項目 1-1 使命・目的及び教育目的の設定				
【目指す状態】				
使命・目的は社会状況の変化や社会からの要請に的確に応えることのできる明確な内容である。				
〈評価項目〉	(視点)	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①社会状況の変化に対応し、見直しをもって見直しを行うことのできる仕組みになっているか。	1-1-④	18歳人口の減少、AIやビッグデータなど社会・経済の大きな変化を見据え、内部質保証推進の一環として、2024年度中に、本学教育研究の中長期ビジョンの検討・整理を進めることとした。	第3期(2026-2030年度)中期計画の策定にあわせて、本学教育研究の中長期ビジョンの検討・整理を進める。将来構想委員会のもとで、教学に関する議論を進める体制を整備する。	第3期中期計画の策定検討で、教育研究の中長期ビジョンの検討・整理が進むよう、2024年度中に学長室会議での議論を進める。将来構想委員会の作業スケジュールや体制に係る情報を共有し、調整を図りながら進める。
基準項目1-2 使命・目的及び教育目的の反映				
【目指す状態】				
学内外の共通理解が進む体制を整え、教育目的を実現するために教育研究組織を整備している。				
〈評価項目〉	(視点)	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学内外の理解・周知のための体制を整えているか。	1-2-①~④	学生及び教職員に対しては、配付物あるいは式典等の機会を通じ、本学の目的を伝えている。学外には、4月と9月に学長メッセージをホームページに掲載し、今後も定期的に発信することとしたほか、情報公表を通じて周知に努めている。その一方、学外の理解を得るための体制、及び計画は明確ではない。	学外への周知では、教育研究の特徴を分かりやすくまとめて発信する等、公表方法の工夫を図る。	学園HPの改修を踏まえ、2024年度中に関係部署と協力し、分かりやすい構成となるよう工夫する。
②教育目的に照らして教育研究組織の設置状況は適切か。	1-2-⑤	・教育目的に照らし、教育研究組織の設置状況は適切である。2022年度に学長室会議の下にプロジェクトチームを設け、学部教育の充実に向け、保健栄養学科栄養科学専攻の専攻名称を2025年度より栄養イノベーション専攻に改めることとした。 ・教学関係の会議体の設置状況について全体把握を行い、開催状況を確認した。	・学部学科構成については、募集状況から卒業後の進路状況も確認の上、検証を続ける。 ・会議体のあり方については、開催状況と業務負担も考慮し、見直しを行う。	・学部学科構成については、2024年度中に会議体を設け、今後に向けた検討を行う。 ・会議体のあり方は、2024年度中に組織構成の見直しを行い、会議体を精査する。
【長所・特色】				
建学の精神、使命及び目的は明確である。また、教育研究組織のあり方も、適宜見直している。				
【基準1 総括】				
○建学の精神をもとに教育研究の目的が明確に定められ、使命・目的に合致した教育研究組織が整えられている。 ○今後は、急速な少子高齢化により縮小していく社会状況の変化を見据え、本学の使命と魅力を発揮できる将来像を第3期中期計画(2026-2030年度)の策定にあわせて明確にし、社会へ発信していく。				

基準2 学生				
基準項目2-1 学生の受入れ				
【目指す状態】 多様な学生を受け入れるために、入試選抜を工夫して実施し、適切な定員の設定及び適正な定員の管理を行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜を適切かつ公正に行う運営体制を整備し、検証を行っているか。	2-1-①~②	【学部】 ・アドミッションポリシーに基づく入学者選抜の基本方針は、入試委員会において検討、調整し、入学者選抜を実施している。各選抜ではアドミッションポリシーの内容を取り込んだ評価項目や問題により選抜を行い、アドミッションポリシーに沿った選抜を行っている。 選抜結果については、入試広報課でとりまとめ入試委員会で報告し、重点取組みや改善案などの共有、意見交換、検討を行っている。	【学部】 ・学生募集状況は、今後更に厳しさを増すことが予測され、結果の検証、分析を的確に行う。	【学部】 ・2024年度中に選抜結果を検証、分析する仕組みの検討を行う。
		【大学院研究科】 研究科では、入学試験で本学英語試験と英語外部試験を利用した場合とで、奨学金受給者の決定において不公平となる可能性があった。	【大学院研究科】 ・文部科学省が出している英語外部試験の換算表を利用して、本大学院の入試向けの換算表を作成する。	【大学院研究科】 ・2024年度に、作成した換算表に基づいて入試の内規を改定し、2024年度に行う入試から利用する。
②すべての学科で入学定員に沿った受入れ数を維持しているか。	2-1-③	【学部】 ・入学定員の確保に向けて保健栄養学科栄養科学専攻の名称変更、その他栄養学部全体として広報の強化、入学者選抜の見直し、指定校の拡大について取り組んだ。 ・食文化栄養学科、保健栄養学科栄養科学専攻の定員割れは改善できず、最終的には栄養学部全体の入学定員を確保する事ができなかった。	【学部】 ・総合型選抜を拡大し、志願者の早期獲得を図る。 ・保健栄養学科栄養イノベーション専攻の学びと魅力の発信を強化し、学科への理解を深める。 ・食文化栄養学科の広報の強化。 ・オープンキャンパスの見直し。	【学部】 ・2025年度入試より、大学の総合型選抜を拡大(学校推薦型選抜(公募推薦)、一般選抜3期を廃止)。総合型選抜(栄大スカラシップ)に新たな地方会場を開設(宇都宮会場)。 ・2025年度より保健栄養学科栄養科学専攻を栄養イノベーション専攻に名称を変更し、更にコース制から領域制とし、2024年3月よりHPやリーフレットなどで重点的に広報を実施。 ・2024年4月より食文化栄養学科に特化したリーフレット制作し、6月から広報に活用する。 ・2024年度のオープンキャンパスでは、栄養イノベーション専攻と食文化栄養学科の学科コーナ設定場所の変更や内容の見直しを進め、来場者数を増やす工夫を行った。各学科と連携しながら広報強化を進めて、魅力の発信と来場者数の拡大、志願者の確保に繋げる。
		【大学院研究科】 修士課程の入学定員は、両専攻を合わせて20名であるが、毎年、入学定員を若干下回っている状況である。	【大学院研究科】 ・入学定員の確保のためには、特に学部生からのストレート進学を促進を図ることが重要と考え、学部生の新学期ガイダンスや学部生向けの大学院説明会などを利用した意識づけの強化を検討する。	【大学院研究科】 ・研究科については、2024年度に大学院研究科委員会及び大学院諸問題検討委員会で論議し、対策を検討する。

基準項目2-2 学修支援				
【目指す状態】 学修支援の体制を適切に整備し、様々な学生の状況に応じた適切な支援を実施している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学部あるいは研究科では、学修支援に関する方針のもと、適切な支援が実施されているか。	2-2-①～②	【学部】 ・授業欠席回数を教務課と学科長、クラス担任が情報共有し早期に問題を発見・解消できるよう、適切に対応している。 ・障害者基本法並びに障害者差別解消法に基づき規程が整備され、学生支援センターが設置され稼働を開始した。	【学部】 ・学生の個別情報の管理について、共有するメンバーと内容については学科間に違いがあるため、学科の現状把握を行い、学部として共通の方針の下で実施するための改善を検討する。 ・障がい学生支援の合理的配慮の内容については関係機関と協議し実施する。	【学部】 ・ICTツールを活用し、学生ごとの学修状況を共有する仕組みを整備している。この運用について、共有する者の範囲が学科により異なる点が課題であるため、2024年度中の解消を目指す。また、共有した情報の有効活用に向け、学生及び保護者対応のあり方も並行して検討する。 ・支援体制やガイドブックについて実情にあわせて2024年度末までに調整、整備をおこなう。
		【大学院研究科】 研究科では、大学院生に対する学修支援に関する明確な方針は特に定めていないが、以下の対応を行っている。 ・毎年度末に大学院生全員に対し、「授業や研究指導に関するアンケート」を実施して大学院生のニーズを把握し、必要な支援及び改善を進めている。 ・留学生には、国際交流センター職員が適宜、学修状況と困り事などを把握するヒアリングを行い、研究科としての対応を検討して学修支援を実施している。 ・修士課程自習室と博士課程自習室を設け、研究活動が推進できるような環境を整えている。	【大学院研究科】 ・留学生の言語の壁を少しでも低くするとともに、研究室間の交流・情報交換の更なる円滑化を意識して、研究科としての学修支援に関する方針と方法を検討する。	【大学院研究科】 ・研究科については、2024年度のAタイプセミナーで日本語と英語を併用することとした。さらなる改善計画については、2024年度に大学院研究科委員会及び大学院諸問題検討委員会で論議する。

基準項目2-3 キャリア支援				
【目指す状態】 キャリア支援を行う体制のもと、学生の進路に関する様々な支援を実施し、学生が希望の進路に進んでいる。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①社会的・職業的自立に関する支援が充実し、学生が希望の進路に進めているか。	2-3-①	1. 就職決定率について (2023年度最終結果) ・実践栄養学科 100% ・保健栄養学科 栄養科学専攻 100% ・保健栄養学科 保健養護専攻 99.14% ・食文化栄養学科 100% 2. 就職先決定満足度について (2023年度卒業アンケート結果) ・満足 87.3% ・どちらとも言えない 12.7% ・不満 0.0% 3. 就職委員会の運営について ・前年度の就職活動結果、進路決定結果、学生の傾向等の分析。当年度の支援概要、方針について共有。 4. 就職支援に対する取組みについて ・2022年度の実績をもとに、取組みの有効性や学生のニーズを踏まえ、就職ガイダンス、個別面談、インターンシップ、就職活動準備講座、学内合同企業セミナー等、年間70件を超えるイベントを実施した。	1. 就職活動期間を通じて個々に対する支援を実施。坂戸就職課では、適宜就職相談(対面、オンライン)を行い、希望に沿った就職先決定に尽力してきた。 2. 就職決定率と同様に就職先に関する満足度を重視。低学年次からのキャリア講座(1~3年生対象)による意識付や3年次に原則学生全員と行う個別面談などにより、進路希望の把握に努める確かな支援に繋げてきた。 3. 就職委員会を通じて、全学生の動向や傾向を共有し、進路支援に関する情報や問題解決に向け教職員が一体となり取り組んでいる。 4. 実施イベントにより参加者数に大きな幅があるため、開催内容、日時、場所(対面、オンライン含)などの最適化を図る。	1. 卒業間際でも、就職が決まらないケースがあり、学生との連絡が途切れてしまうことが大きな原因の一つとして挙げられる。今後、より早期からの学生へのアプローチが重要である。 2. 就職決定率同様に、就職満足度向上の為に早期から接点を持つことが重要である。就職活動以前に働くことの意味など、キャリアに関する取組みの更なる充実を図っていく。 3. 職業に対する学生の思いの多様化、個別の学生に属する問題など、就職支援の面から情報共有していくことが課題である。1、3年生で全員受検のアセスメントテストの結果等も分析していく。 4. 講座等の提供を行う時間が取れないのが深刻な課題である。また学生の希望に沿った内容にし、関心を高めていく取組みを増やしていくこと。
基準項目2-4 学生サービス				
【目指す状態】 学生が安定した学生生活を送ることができるよう、学生の相談に応じる体制のもと、必要な支援を実施している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学生の健康面、人間関係面、経済面など様々な状況に応じて、適切な支援を実施しているか。	2-4-①	1. クラス担任制度 個々の学生生活上の課題についての相談・支援。 2. 学生生活委員会 「女子栄養大学大学学生部長の職務及び選出に関する規程」に基づき、大学学生部長を議長とし、学科長・専攻学科長・クラス担任代表・坂戸教務学生部長等で構成し、学生生活にかかる諸問題の把握・調整を通して環境整備、改善、指導を協議。 3. 学生相談室 臨床心理士1名、公認心理師2名、週3~4回開室。	1. 教科担当だけでなく担任が個々の学生の状況を把握し、学内関連部署と迅速に連携できる手順を整備する。 2. 学生諸問題について、学内合意の手順に沿って対応するよう整備・周知する。 3. 前年より利用率は格段に上がったが、さらに気軽に利用できる施設となるよう引き続き案内の強化を図る。	1. 学生個々の状況について学内ポータルサイトGaroon上に発信することで、情報の収集、関連部署での共有が迅速となる。担当教員による単独対応を回避する。 2. 「学生諸問題への対応」についてフローを整備し、担任会議や教授会で事前に周知し活用する。 3. 精神的支援を要する学生は依然として多く見られるため、学生相談室の開室日、カウンセラーの充実を図るとともに、学生生活課・保健センター・学生支援センター間での連携を強化する。

基準項目2-5 学修環境の整備				
【目指す状態】 教育研究活動を推進するための学修環境を計画的に整備し、快適で利用しやすい環境を維持している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①施設・設備、ICT環境について、整備や管理を適切に行っているか。	2-5-① 2-5-③	(施設・設備) 法定検査等に基づき設備点検を行い、施設状況の把握に努め、不具合の未然防止と環境改善を行っている。また、日常点検に基づき必要な施設整備費用を予算化する仕組みができています。	(施設・設備) 栄養イノベーション専攻への名称変更に伴う設備改修を喫緊に行う必要がある。また、老朽化施設の建て替えを含めた総合的な更新が必要なことから、2030～2035年頃を目途にした大規模更新計画を策定する必要がある。	(施設・設備) 適切な維持管理を実施するとともに、資金、運営面も考慮した更新計画を策定する。栄養イノベーション専攻への名称変更に伴うものは2024年度後期までに、全体計画は2025年度中の策定を目指す。
		(ICT環境) 授業用の実習室および授業外で使用するリーススペースには、合計339台のパソコンを設置している。これらの設備は5年ごとに更新され、年2回の計画的なメンテナンスを実施しており、脆弱性への緊急対応を含む必要に応じた処置が行われている。実習室のパソコン201台は5年間の使用期間を終えたため、設備の更新を行った。リーススペースには、プリンターと複合機をそれぞれ2台ずつ、合計4台配置しており、設置されているパソコンだけでなく、個人のパソコンやタブレット、スマートフォンからも学内無線LANを介して無料で印刷することができる環境を提供している。リーススペースの複合機2台は、通常の印刷に加えて、紙媒体の電子化(スキャナー機能)および無料のコピーサービスを提供している。無線LAN環境は坂戸キャンパスのほぼ全域で接続が可能となっており、機器の寿命やサポート期間を考慮して定期的に更新を行っている。2023年度にはアクセスポイント14基を新たに追加し、さらに11基を処理能力の高い新しい機種に交換した。セキュリティ強化策として、教職員のパソコンが不正侵入に遭った際に被害の拡大を防ぐEDR(Endpoint Detection and Response)を導入し、一部のパソコンでテスト稼働を開始した。	(ICT環境) リーススペースのパソコン138台が2024年度末に使用期間を終えるため、今年度中に更新を行う必要がある。無線LAN環境について、昨年度よりiPadを必携化したことで利用者数が順次増加していくため、アクセスポイントの追加設置及び処理能力の劣る古いアクセスポイントの更新が必要である。EDR(Endpoint Detection and Response)のテスト稼働を終える必要がある。	(ICT環境) リーススペースのパソコンはひとまず20台を減らし、2024年10月頃より更新の準備を開始、2025年3月には機器の更新を終える予定である。減らした20台は駒込キャンパスのリーススペースに移設し使用している。リーススペースの更新に際しては利用状況と照らして台数を再考し、1人あたりのスペースを拡充する予定である。無線LAN環境については、2024年度に製品寿命を迎える89基を新しい機種に交換するとともに、無線LANへの接続を簡素化する仕組みを導入する。EDR(Endpoint Detection and Response)については、業務で使用する教職員のパソコンへの適用を開始する。
②図書館、学術情報サービスについて、整備や管理を適切に行っているか。	2-5-②	①利便性を高めるための対応について ・iPad用資料「How to read e-Books」を新入生全員に配付した。 ・教職員対象のKinoDenオンライン説明会を実施した。 ・チラシやX(旧Twitter)での電子書籍の新着案内に学外からのアクセス方法を記載した。 ②老朽化に伴い必要とされる改修や整備について ・空調機の取替が行われる予定であったが、実施されていない。 ・快適で適正な温度や湿度を保つことができず、資料にカビが発生している。また、温度調節が細かくできないため、学生からも苦情がある。 ・空調機からの水漏れにより天井から学習机に水漏れが発生した。	①配付物だけでは利用の促進には限界があると考え、電子書籍の使い方ガイダンスを行う。 ②温度湿度を毎日計測し、館内の状況を確認する。資料のカビは発見の都度、アルコールでの清掃を継続する。空調機の不調にたいしては、発生の都度、修理を依頼する。	①2024年10月に実施予定のデータベースガイダンスで「電子書籍の使い方」コースを設定する。 ②引き続き、2024年度内の空調機修理を最優先に、老朽化した机や椅子の交換についても申請する。

基準項目2-6 学生の意見・要望への対応

【目指す状態】
学修支援や学修環境に関して、学生の意見・要望をくみ上げる仕組みが機能し、支援や環境の整備に利用されている。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学生の意見・要望をくみあげる仕組みがあり、支援や環境の整備に反映させているか。	2-6-①～③	【学部】 1. 学生ヒアリング調査 年2回実施、前期2・3年生対象、後期1・4年生対象。 2. 日常的な要望などは即時受付けた教職員が関連部署へ情報共有し対応する。 3. 学生意見箱「KOE」投稿方法をメールからFormsに移行	【学部】 1. 学生の選出について学業成績等に偏りがないよう配慮する。 2. 日々発生する要望については受付けた教職員が速やかに口頭または学内ポータルサイトGaroonで関連部署へ共有し対応する。 3. 新しい投稿方法の周知と対応に努める。	【学部】 1. 成績、出身地域、活動等も踏まえ偏りがないよう配慮し代表を選出する。 2. 修理等即時対応が難しい案件については対応について掲示等で案内をする。 3. 学生が多く利用しているForms形式に変更、案内ロゴも一新し、周知する。回答についても速やかな対応に努める。
		【大学院研究科】 毎年、在籍している大学院生全員を対象として、年度末に「授業や研究指導に関するアンケート」を実施し、様々な点について得られた意見・要望を大学院担当教員と共有し、改善を進めてきた。	【大学院研究科】 ・「授業や研究指導に関するアンケート」を継続し、意見・要望をくみ上げ配慮できるよう取り組んでいく。	【大学院研究科】 ・「授業や研究指導に関するアンケート」を継続するとともに、必要に応じて内容や実施方法を検討し、意見・要望をくみ上げ配慮していくシステムを完成させる。

【長所・特色】

○高い就職率を維持し、すべての学生が希望する進路の実現に向けて、様々な支援を実施している。
 ○快適で利用しやすいICT環境を支えるセキュリティ対策として、スパムメール対策、持ち込み機器の管理系ネットワークへの接続の制限、ネットワークを流れる不審な通信を検知する仕組みを導入している。

【基準2 総括】

○多様な入試選抜方式により、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れ、教職員の協働による丁寧な指導・支援体制に工夫を重ねるとともに、施設・設備等の学修環境も適切に整備している。
 ○2024年度の収容定員充足率については学部全体では概ね適正であるが、入学定員を充足していない一部の学科及び研究科専攻については引き続き法人・大学が一体となった入試広報改革に取り組む。
 ○学生の多様化に伴い、引き続き意見・要望のくみ上げに努めるとともに、修学困難な学生への支援体制を構築していく。

基準3 教育課程				
基準項目3-1 単位認定、卒業認定、修了認定				
【目指す状態】 ディプロマポリシーを踏まえ、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①単位制度の趣旨に沿って、各種 取組み(シラバス、CAP制、GPAな ど)が適切に機能する仕組みに なっているか。	3-1-①~③	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバス作成において、事前・事後学修の内容については、 <ul style="list-style-type: none"> ①現実的で無理のない時間を念頭においている。講義科目の自学自修時間については具体的に「週に何分以上」と明記している。その際、過年度の「e-ポートフォリオ」の1回あたりの予習・復習に費やした時間に関する問いの結果を参考にし、実現可能性を踏まえ時間を設定するようにしている。 ②教科書や参考書、配布資料などで読むべき箇所の指定や提出課題などを指示している。 ・なお、①②について、指示した結果の現状実態を把握できていない。 ・2025年度の保健栄養学科栄養科学専攻から栄養イノベーション専攻への名称変更に向けて、カリキュラム検討チームを立ち上げ、名称変更と共に科目のスリム化に向けて検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・履修科目全体での事前事後学修の負担量が過剰であるため、学部長より各学科長に軽減に向けて学科内で調整し、配慮するよう依頼をしているが、現状把握できるよう検討する。 ・事前事後学修を有意義なものとする為に、1年間の上限単位数の見直しと科目のスリム化を検討する。 ・CAP外の科目の在り方について見直しを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各教員が学生の授業のふり返り結果を確認し、時間外学修の指示内容の改善を2024年度末までに論議する。 ・2025年度に向けて、科目のスリム化と一年間の上限単位数を適正化できるように2024年度末までに論議する。なお、科目のスリム化は、学部共通開設科目である基礎・教養科目を中心に論議し、現状の24単位以上の修得から50~60%程度の修得単位数とするスリム化を目標とする。 ・上記の改善を行うことで、2024年度末までに夏期及び春期の実験・実習の集中開講を減らす時間割編成を行い、CAP外の科目を見直す。

基準項目3-2 教育課程及び教授方法				
【目指す状態】 栄養学の学問体系を明確にし、栄養学部・栄養学研究科の特徴を生み出す教育課程の編成を行い、学生の主体的学びを引き出す効果的な教育を行うために様々な方法に取り組んでいる。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学部あるいは研究科としてのまとまりをもって、各学科・専攻の教育課程を編成しているか。	3-2-①～③	【学部】 ・シラバスでは、授業科目ごとに授業の達成目標についてディプロマ・ポリシーとの関連を記載することを徹底したところ、学部共通開設の科目で整合性が取れないことが明らかとなり、2024年度入学生のカリキュラムマップの関連するディプロマ・ポリシーの指定の見直しを行った。 ・カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成しているが、評価が十分に行えていない。「e-ポートフォリオ」を用いた授業の振り返りに対しても、学生の入力が入力できておらず、評価結果の妥当性が低い。	【学部】 ・ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性の確保の確認を行う。 ・学生には、調査結果のフィードバックの活用方法について、周知徹底する。	【学部】 ・学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、栄養学部及び学科・専攻の特徴を明確にするための見直しを2023年度末までに行うとしていたが、2025年度からのディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについて一体的な見直しの検討を2024年度4月までに行う。 ・学生の授業の振り返りの入力について教員の働きかけを徹底する。
		【大学院研究科】 ・研究科では、各専攻ごとにカリキュラム・ポリシーに対応し、ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程を編成している。 ・しかし、栄養学研究科としてのまとまりをもった教育課程の編成は十分に検討されていない。 ・ただし、大学院生に対し、所属しない専攻で開講する授業科目の履修を認め、栄養学研究科としての学修を深められるようにしている。	【大学院研究科】 ・ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、研究科として1つなので、栄養学研究科としてまとまりのある教育課程の編成について、検討する。	【大学院研究科】 ・研究科については、2024年度に大学院研究科委員会及び大学院諸問題検討委員会で論議する。
②学部あるいは研究科として、学生の主体的学びを引き出す教育課程の編成、教授方法の工夫に、取り組んでいるか。	3-2-④～⑤	【学部】 ・本学では、カリキュラム・ポリシーに、「アクティブ・ラーニング、グループ討議やプレゼンテーションの多用を通じた実践型の学び」を教育方法の1つとして掲げており、実習・演習を課題解決型授業ととらえ、教授方法の工夫・開発と効果的な実施に取り組んでいる。 ・効果的な教育を行うため、FD研修会の実施やティーチング・ポートフォリオの導入などに取り組んできたが、体系的・継続的に工夫する仕組みには至っていない。	【学部】 効果的な教育を行うために実施している取組の実態を整理し、体系的・継続的に工夫する仕組みについて検討する。	【学部】 ・学部については、2024年度中に実態をもとに検討を行うことのできる体制を整え、論議を開始する。
		【大学院研究科】 ・大学院では、総合演習や中間発表会などの運営を大学院生が主体的に行う体制とし、学生の主体的学びを引き出す工夫を行っている。 ・しかし、効果的な教育を行うための教授方法の工夫は、個々の教員に任されており、研究科としての方針を伴う取組みは行っていない。	【大学院研究科】 ・大学院として効果的な教育を行うための教授方法の必要性について検討する。	【大学院研究科】 ・研究科については、2024年度に大学院研究科委員会及び大学院諸問題検討委員会で論議する。

基準項目3-3 学修成果の点検・評価

【目指す状態】
学修成果に関し、様々な点検・評価方法を通して、総合的に評価・改善を行う仕組みを有し、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学部あるいは研究科として、学修成果の点検・評価を確実に実施しているか。	3-3-①～②	<p>【学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「履修カルテ」、「e-ポートフォリオ」による学修進捗確認、並びにアセスメント・ポリシーに基づき、①休学者数・退学者数・留年者数・進級留年者、②単位取得数、③GPA分布状況、④履修者数(特に選択科目、基礎教養科目)、⑤(科目ごとの)成績分布、⑥定期試験成績で履修者に占めるE・D率、⑦卒論履修者数と成績について点検を実施している。 ・学生自身が「e-ポートフォリオ」から年度2回「GPAの分布状況」、「学修自己評価とGPAの比較」の2種類のサマリーシートをダウンロードし振り返り等活用できるよう十分な検討がされていない。 	<p>【学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・ポリシーに沿った実施計画に基づき、学修成果の点検・評価を進めることで、個別の改善にとどまらず、教育課程の編成や3ポリシーの検証・見直しを検討する。 ・学生自身が「e-ポートフォリオ」から年度2回「GPAの分布状況」、「学修自己評価とGPAの比較」の2種類のサマリーシートをダウンロードし振り返り等活用できるよう検討する。 	<p>【学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成や3ポリシーの検証・見直しを2024年度末までに図っていく。 ・学生に対して、サマリーシートの存在やその活用方法を2025年度の新学期ガイダンス時に周知する。
		<p>【大学院研究科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科では、年度末に大学院生全員に実施する「授業や研究指導に関するアンケート」により、大学院生の自己申告による学修の達成度を把握している。 しかし、研究科としての学修成果の点検・評価の仕組みはなく、実施できていない。 	<p>【大学院研究科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科として、3ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用の仕組みを整える。 	<p>【大学院研究科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科については、2024年度に大学院研究科委員会及び大学院諸問題検討委員会で論議し、点検・評価の仕組みを整える。

【長所・特色】

○「履修カルテ」、「e-ポートフォリオ」を活用し、学生自身による修得単位や卒業・資格要件の確認を、毎学期の成績発表後に担任教員も確認し、学修指導の参考として活用している。
○大学院では研究者養成とともに、社会で活躍する高度人材の養成にも力を入れている。具体的には、栄養学専攻では高度人材養成のための6コースを、保健学専攻では高度人材養成2コース及び学校保健教職専門コースを設置している。また、社会人の学び直しのための履修証明プログラムも実施している。

【基準3 総括】

○教育の質を維持するために、教育課程の適切な編成と、学生の主体的学びを引き出すための様々な工夫を行い、学生の学修状況について点検・評価を実施している。
○社会状況の変化や多様化・複雑化する学生の特性を踏まえて、本学の教育研究の魅力を発揮できる教育課程の編成、学修成果の点検・評価の結果をもとに教育内容・方法の改善を行うことのできる仕組みを構築していく。

基準4 教員・職員

基準項目4-1 教学マネジメントの機能性

【目指す状態】
 教学マネジメント体制の構築により、大学の意志決定のプロセスが共有化され、関係者及び会議体がそれぞれに責務と役割を果たしながら、適切に運営を行っている。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教学マネジメント体制を整備し、適切に運営を行っているか。	4-1-①～③	学長を議長とする会議体として学長室会議を置き、月例で開催することにより、教学マネジメントが適切に働くよう整備している。また、2023年度より副学長を3名とする体制を取り、学長業務の分掌を図った。また、教学の運営方針のもと必要な検討を進め、2025年度の学則変更届を2024年4月15日に文部科学省に提出した。	教学マネジメントが有効に機能すること、並びに目標の明確化と共有を図るため、学長室会議は教学に関する運営方針(正課外を含む)の提示に注力する。	2024年の秋頃までに、学長室会議から教授会・研究科委員会に対して、教育プログラムの指針となるよう、2026年度の教学に関する運営方針を提示する。

基準項目4-2 教員の配置・職能開発等

【目指す状態】
 教育目的を実現するため、将来的な見通しをもって、適切に教員組織を編成し、教員の資質向上に取り組んでいる。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①適切に教員組織を編成し、教員の資質向上に取り組んでいるか。	4-2-①～②	【学部】 ・教員組織の編成は適切である。2023年度には学長室会議の下に教員採用・配置計画に関するチームを設け、今後の教員配置を検討する体制を整えた。 ・FD活動は、過去の研修内容をブラッシュアップすることを念頭に、より発展的なテーマで実施できるよう、FD運営委員会で検討し、教員の教育力向上を図った。	【学部】 ・教員採用・配置計画において、退職者の補充、昇任のあり方と併せ、教員グループの役割についても検討を進める。 ・FD開催前後にアンケートを実施、研修の充実を図る。	【学部】 ・昇任の任用及び教員グループの整理は2025年度に適用できるよう、2024年度中に必要な措置を行う。 ・研修事前アンケートを研修内容に取り入れるとともに、事後アンケートを2025年度FD活動の企画立案に活用する。
		【大学院研究科】 研究科では、大学院担当教員の採用基準が明確ではなかった。そこで、現在の大学院担当教員の業績について調査を行い、その結果に基づいて、新たに大学院担当教員の基準を決めた。	【大学院研究科】 ・この採用基準は初年度のため、まずは着実な運用を心掛ける。	【大学院研究科】 ・決定した大学院担当教員の基準に基づき、2024年度からの大学院担当教員の採用・決定を進めていく。

基準項目4-3 職員の研修

【目指す状態】
大学運営を適切かつ効果的に行うために、様々な方策を通して、職員の意欲及び資質向上を図っている。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①大学運営に関わる職員の資質向上に組織的に取り組んでいるか。	4-3-①	<ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成の目標とSD研修体系」の見直しを行った。SDの体系に基づき、毎年度毎の研修計画を策定し、研修を実施している。 ・2023年度のSD研修実施率は50%までしか達しなかった。業務別研修(専門的知識及び技術を身につけるための研修)を計画通りに実施できなかったことが主な要因である。 ・職員採用規程については、整備するまでに至らなかった。 ・昇任規程については、職務経験年数を問わず、課長補佐から課長代理へ昇格可能な昇格試験制度及び昇格試験規程の策定を行った。昇格試験規程は職員組合及び出版労組に提示、意見聴取を行ったので、2025年度より本制度実施に向け、現在調整中である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SD研修は、業務に直結する知識等が習得できること、また職場の状況に合った時期や形態で実施することが重要であるため、効率的、かつ効果的な研修を適切に実施できるように検討する。 ・職員の採用は、人材確保の貴重な機会であるため、採用人数、人件費の算出を行い、「職員人事計画書」を作成する。 ・昇格試験制度は、2024年度中に職員へ通知するとともに、試験を適切に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年度中に「人材育成の目標とSD研修体系」を職員に提示し、各種研修や講座等への参加を促す体制を整え、SD研修の充実と強化を行う。また、階層別及び業務別研修においては、公開講座も組み入れ、経験や役職に応じた能力の向上を図るための研修も実施する。 ・職員の採用については、採用人数、人件費の算出を行い、「職員人事計画書」を作成するとともに、採用に関しての全体的なスケジュールを定める。また、職員採用規程については、2025年度末までに策定する。 ・昇格試験制度については、2024年度より実施する。実施した上で、改善点があれば次年度に向け更により制度で実施できるよう改善を行う。

基準項目4-4 研究支援

【目指す状態】
大学としての研究に対する基本的考えのもと、研究環境を整備し、栄養学の研究成果を社会に還元している。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①研究活動を支援する環境を適切に整備しているか。	4-4-①～③	<ul style="list-style-type: none"> 学長室会議の下に「研究推進・評価会議」を設置し、2023年9月に「研究に関する行動目標申請書」及びモニタリング評価の仕組みを盛り込んだ報告書をまとめた。 これに基づき、新たに研究に関する行動目標申請書を教員に求める仕組みを2024年度から導入することとし、2024年度事業計画において、「行動目標申請率100%(全教員による申請)を目標として設定した。 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング評価を行う仕組みの構築に向けた体制について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 2024年度に提出される行動目標申請書を取りまとめ、その結果をもとに、モニタリング評価の進め方を検討する。

【長所・特色】

小規模大学で教職員数が限られているため、それぞれの責務と役割を確認し合いながら、体制づくりを進めている。

【基準4 総括】

○教員と職員の協働により効果的な大学運営が行えるよう、教学マネジメント体制の構築に着手する一方で、資質・能力開発のための各種取組みの充実を図る。
○研究活動の推進のための適切な支援に関して、現状や研究者(教員)の意向を確認しつつ、教学と法人が協力し、全学的に取り組んでいくこととする。

基準5 経営・管理と財務				
基準項目5-1 経営の規律と誠実性				
【目指す状態】 組織倫理に関する規則を設け、それらに基づき、適切な運営を行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①経営の規律を維持するための取組み、環境保全・人権・安全に配慮した取組みを行っているか。	5-1-①～③	防災関係規定等を整備して組織的な防災対策に取り組んでいる。さらに防災訓練を実施して意識啓発と有事の行動確認を行っている。	環境変化により災害事象が変化しつつあることから、様々な危機を想定したリスク防止を図る。	安全安心な施設整備を図り、事象に応じた防災関係規程等を整備する。規程は2024年度中の策定を目指す。
		経営の規律を維持する取組は、現状では行われていない。今後内部統制基本方針を策定するに際し課題の洗い出し改善策を検討する。	私立学校法改正の動向に注視し実効性のあるガバナンス体制を構築すべく整備を実施する。	2024年10月開催予定の臨時理事会において内部統制基本方針の承認を得、2025年4月より新体制とする。
基準項目5-2 理事会の機能				
【目指す状態】 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、理事会の運営を適切に行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①意思決定できる体制を整備し、適切に機能しているか。	5-2-①	理事会で意思決定された事項は、常任理事会メンバーである理事が確実に実施している。理事会の下に常任理事会を設置し日常業務については常任理事会で意思決定できる体制を整備している。また、常任理事会の調整機関として役員会を設置している。	適正に運営されている現在の体制を踏まえ、私立学校法の改正に伴い寄附行為の変更を着実に実施する。	私立学校法改正に伴い3か月に1度理事会を開催することになる。常任理事会に委任されている内容を再考し、2024年10月に規程整備を行う。
基準項目5-3 管理運営の円滑化と相互チェック				
【目指す状態】 法人組織と教学組織のそれぞれにおいて管理運営体制が機能し、円滑な意思疎通と連携のもと、実効性のある大学運営を行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①管理運営体制が全体として円滑かつ有効に機能しているか。	5-3-①～②	<ul style="list-style-type: none"> ・教学組織のトップ陣が理事に就任していることで、法人と教学の意思疎通が確実な体制が取られている。 ・教学組織のリーダーと法人組織のリーダーで構成された常任理事会を設置している。 	適正に運営されている現在の体制を踏まえ、管理運営体制については不断の見直しを計っていく。	私立学校法改正に伴い常任理事会の構成員の見直しを2024年10月に行う。

基準項目5-4 財政基盤と収支

【目指す状態】
人口減少が進む社会において、中長期的な計画に基づき、財務運営を行い、安定した財務状況を維持している。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①将来的な見通しをもって、財務運営を行っているか。	5-4-①~②	<ul style="list-style-type: none"> ・建学の理念の継承と時代に則した教育・研究機関としての使命を果たして行くため令和3(2021)年度より第二期中期計画を定め計画を実行している。 ・学園全体での事業活動収支は2021年度までは安定して収入超過を維持してきたが、2022年度は支出超過となった。これはこれまでの事業部への貸与を徴収不能額として計上したという特殊事情によるもので、この影響を差し引けば収入超過となるため現在のところ、比較的安定した財政基盤を確立しているといえる。また2023年度予算は支出超過だったものの期中の支出削減努力等により基本金組入前事業活動収支差額はプラスとなった。 	今後益々収入確保の困難が予想される中でも収支均衡を目指すために予算による統制を強化する。	使命・目的及び教育目的の達成のため、引き続き学生生徒納付金や補助金に加え、委託研究や寄付金といった外部資金獲得のための努力を続けるとともに支出削減の努力も全学を挙げて継続する。長期的な資産運用計画に基づき、必要な流動性を確保しつつ戦略的なポートフォリオを目指す。あるべきポートフォリオの方針を2024年度前半に定めるものとする。2024年度予算の策定においては原則としてゼロベースを出発点とし、強化すべき項目を見定めて優先順位を全体の予算に反映させる。

基準項目5-5 会計

【目指す状態】
・会計処理を適正に実施し、会計監査の体制を整備し、厳正に実施している。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①必要な規則や体制を整備し、適切かつ厳正に実施しているか。	5-5-①~②	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年10月から施行されたインボイス制度については、会計システムの設定を変更するなどにより対応している。また2024年1月から対応が義務付けられている電子帳簿保存法に対しては外部システムも活用しながら対応を図ることとしている。 ・監査法人とは情報共有のための仕組みを構築し、訪問調査以外の時でも相互にデータの確認ができる体制となっている。 ・会計処理において不明な点があれば、公認会計士の他、日本私立学校振興・共済事業団、税理士、税務署等に問合せ、適切な指導を受け業務を遂行している。 	インボイス制度や電子帳簿保存法に続き、2025年度に私立学校法改正が施行されることになっており、遺漏なき対応が迫られている。会計処理以外にも学校運営への影響は多岐に渡るため、学内の関係部署と連携を深めつつ対応を計画的に進める。	インボイス制度や電子帳簿保存法を含め制度改正には引き続きしっかりと対応していく。特に私立学校法改正にあたっては2025年度開始前までに経理関連規程を大幅に見直すことを計画している。 ・会計士との意思疎通を密にとり、今後の法改正等についてもアドバイスや指摘事項があれば遅滞なく対応するよう努力を続ける。

【長所・特色】

各予算執行部署は基幹システムを使用し予算使用状況を確認することができる仕組が構築されている。
また学内では、工夫と努力により節約する風土があり、予算を適正に執行している。

【基準5 総括】

○必要とされる規則や体制を整え、運営を行っている。
○社会情勢が大きく変化していくことを見据えた中長期的な計画、法人と大学が一体となって意思決定から執行までを行える管理運営体制、各種経費の節約と教育研究の魅力開拓が実現できる財務運営体制の整備に取り組む。

基準6 内部質保証				
基準項目6-1 内部質保証の組織体制				
【目指す状態】 内部質保証に全学的視点で、恒常的に取り組むことのできる組織体制を整備している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①内部質保証のための組織体制を整備しているか。	6-1-①	2023年度より新たに内部質保証推進委員会を設け、各部署の自己点検・評価結果の適否を確認する体制を整備した。大学として不十分な部分を共有し、優先的に解決すべき課題を抽出することを方針とした。 2024年度に行う「2023年度自己点検・評価」については、実施の早期化を図り、2024年2月に方針を検討した。	新たな体制の下で実施し、課題の抽出には一定の成果があった。今後は、法人との課題の共有を進めるとともに、解決を進めるための措置に繋げていく。	2025年度に行う「2024年度自己点検・評価」については、優先課題を法人とも共有し、予算措置に繋げていけるよう、実施及びとりまとめの更なる早期化を図る。
基準項目6-2 内部保証のための自己点検・評価				
【目指す状態】 自己点検・評価を効率的・効果的に行い、その結果を検証して改善・向上を行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①自己点検・評価を効率的・効果的に行い、その結果を社会へ公表しているか。	6-2-①～②	2023年度に実施した「2022年度自己点検・評価」より、評価項目を整理し、作成にかかる労力の削減とともに、大学が抱える課題を明確にすることを旨とし、一定の成果があった。 2022年度自己点検・評価報告書については、常任理事会への報告を経て、2024年2月に学園HPで公開した。	第4期認証評価の評価項目も考慮し、2025年度に実施する「2024年度自己点検・評価」に向けて、評価項目の改善・見直しを検討する。	日本高等教育評価機構が提示する第4期認証評価の項目をもとに、内部質保証推進委員会において2024年度以降の自己点検・評価の評価項目を見直す。

基準項目6-3 内部質保証の機能性

【目指す状態】

内部質保証の仕組みが機能し、本学らしい大学としての成長を遂げている。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教育の質の維持・向上に向けて、内部質保証の仕組みが機能しているか。	6-3-①	内部質保証の仕組みは機能している。2023年度に実施した「2022年度自己点検・評価」から抽出した課題の改善計画については、2024年度に実施する「2023年度自己点検・評価」において実施状況の確認を行う仕組みとした。改善計画の実施率について、2024年度事業計画において「80%以上」とする数値目標を設定した。	改善計画の進捗状況を評価する仕組みを通して、計画の取組み状況を評価・検証し、実効性のある体制に整備していく。	「2023年度自己点検・評価」の実施において、前年度の改善計画の取組み状況を評価・検証し、計画の実施率が低い場合は、その対応を検討する。

【長所・特色】

内部質保証の体制と仕組みを整備、業務の合理化を図り、改善に向けた実効性が上がるよう工夫している。

【基準6 総括】

○2022年度大学機関別認証評価を受審し、6つある基準のうち3つの基準で優れた点としての評価を受けるなど、自己点検・評価活動は適切に実施されている。

○内部質保証を恒常的に機能させることのできる体制、すなわち全学的視点でPDCAサイクルを有効に機能させることのできる教学マネジメント体制の確立に向け、2023年度から内部質保証推進委員会を発足させた。

基準A 社会連携・社会貢献

基準項目A-1 社会連携・社会貢献に関する方針に基づく、取組みの実施

【目指す状態】
社会連携・社会貢献の方針のもと、様々な取組みが推進され、大学の教育研究成果が適切に社会に還元されている。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①社会連携・社会貢献に関する方針を明示し、その方針に基づき、取組みを実施しているか。	本学独自	<p>本学の建学の精神である「食により人間の健康の維持・改善を図る」の具現化を目指した取組みを、栄養学の実践を通して地域・社会に貢献する形で連携・協力を進めている。また、その基本方針については学園ホームページの社会連携ページ内で周知している。活動内容についてもホームページで個別の具体的な取組事例を掲載して広く周知している。2023年度末までの産官学連携協定数の累計は143件となっている。内訳として、企業・団体35件、自治体38件、高等学校52件、大学・研究機関等18件(うち海外5大学)となっている。個別契約での取組みや受託研究事業を含めた連携活動数の累計は403件と増加している。</p> <p>また、社会貢献活動の一環として講師を派遣する「香川綾記念講師派遣事業」の2023年度の実施状況は、327件(前年度314件)、受講者数は約15,700人(前年度14,300人)となった。</p>	<p>地域や社会の新たな分野や領域との取組みや、社会状況の変化に対応した本学の特色を活かした連携活動を進めていく。連携活動を広く周知するため、プレスリリースやホームページ、SNS等での情報発信を積極的に行っていく。社会連携の取組み以外にも、教員の関わる教育・研究分野の取組みにおいても、概要とSDGsの17の目標に該当する項目をホームページで掲載・更新し、広く周知している。</p>	<p>社会連携活動や教員の関わる教育・研究の取組みにおいて、プレスリリースでの情報発信をさらに強化していく。2024年度リニューアルされるホームページにおいては、学園の今を伝える社会連携の取組みを効率的・効果的に情報発信していくと共に、掲載するコンテンツの検討を行う。社会連携の取組みにおける学生の関わりや教育研究の成果や評価については2024年度内に検討する。</p>

【長所・特色】

栄養学の実践を通して地域・社会に貢献するため、その基本方針を示して、地域や社会からの様々な要請に対応できるように連携・協力を推進し、本学独自の社会貢献活動である講師派遣事業も実施している。

【基準A 総括】

○社会連携の協定数及び活動数、講師派遣事業の実績数は着実に増加している。その内容は適宜、ホームページで発信している。

【全体 総括】

○建学の精神のもと、教育研究の目的に沿った教育研究組織を整え、学生のための学修環境を適切に整備し、学修の柱となる教育課程の編成を適正に行っている。必要な基準や規程を設け厳正に運用するとともに、各種取組について点検・評価を行い、様々な工夫、改善を行っている。

○今後の社会情勢の変化を視野に入れ、本学の使命と魅力を発揮できる将来像を明確にし、法人と大学が一体となった改革、さらなる教職協働の体制づくりに取り組む。

○本学の教育研究の魅力を発揮できる教育課程の編成と研究の一層の推進について、着実な成果につながるよう、新たな内部質保証の推進体制のもと、全学的視点でPDCAサイクルを有効に機能させることのできる教学マネジメント体制を確立していく。

○社会連携先との活発な活動状況を踏まえ、社会状況の変化に対応した本学の特色を活かした取組みを強化していく。

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程

(趣旨及び目的)

第1条 女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部（以下、「本学」と言う。）は、教育研究活動及びその他本学の諸活動において、方針の設定、実行、評価及び改善の循環を効果的・効率的に機能させ、教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築することによって、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。

2 この規程は、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築し、継続的な活動を推進するために、必要な事項を定めるものである。

(恒常的質保証への努力)

第2条 本学におけるすべての組織と教職員は、内部質保証の方針及び手続きに基づき、それぞれの業務と役割について、自律的に改善を行い、質保証とその向上に努めなければならない。

(内部質保証の推進体制)

第3条 本学は、自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

2 学長は、本学の内部質保証を推進するため、女子栄養大学・女子栄養短期大学部内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）を置く。

3 内部質保証において、全学的視点から主要な情報の収集・分析・評価を行う体制を有効に機能させるため、内部質保証推進委員会の下に、IR推進部会を置く。

(内部質保証推進委員会の構成)

第4条 内部質保証推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学副学長（教学担当）
- (2) 短期大学部副学長
- (3) 栄養学部長
- (4) 大学院研究科長
- (5) 短期大学部長
- (6) 学長室長
- (7) 坂戸教務学生部長
- (8) 駒込教務学生部長
- (9) 入試部長

- (10) 総務部長
- (11) 学長が指名する者

(内部質保証推進委員会の運営)

第5条 内部質保証委員会には委員長及び副委員長を置き、学長が委嘱する。

2 内部質保証推進委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(内部質保証推進委員会の責務及び役割)

第6条 内部質保証推進委員会は、内部質保証の推進について責任を負い、自己点検・評価活動を統括して、内部質保証システムを有効に機能させるための役割を担うものとする。

2 内部質保証推進委員会は、内部質保証の推進に関する責任と役割を果たすため、次の各号に掲げる事項について審議し、必要な措置を講じる。

- (1) 内部質保証に関する企画の立案、自己点検・評価に関する基本方針及び点検・評価項目等の設定
- (2) 教育研究組織の設置状況、大学運営及び内部質保証システムの適切性の点検及び評価
- (3) 本学の自己点検・評価活動の統括
- (4) 全学的視点の点検・評価結果の検証及び検証内容に基づく改善策・向上策の立案
- (5) 自己点検・評価報告書の学長への提出、前4号に規定する施策及び内部質保証状況の報告または提言
- (6) 認証評価の受審に関する事項
- (7) その他必要な事項

(自己点検・評価活動の実施)

第7条 本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び整備の状況について、原則として毎年度、自己点検・評価を行うものとする。

2 本学の自己点検・評価活動は、第5条第1項の規定に基づき、内部質保証推進委員会が統括する。

3 本学を構成する各部署は、内部質保証推進委員会が設定した自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価方法に基づき、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

(IR 推進部会の構成)

第 8 条 IR 推進部会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学副学長（教育・大学運営担当）
- (2) 学長室長
- (3) 情報・ネットワーク部長
- (4) 学長が指名する者

2 IR 推進部会には部会長及び副部会長を置き、学長が委嘱する。

3 部会長は、IR 推進部会を代表して、その業務を統括し、掌握する。

4 部会長は、IR 推進部会の会議を招集し、その議長を務める。

(IR 推進部会の職務)

第 9 条 IR 推進部会は、内部質保証に必要な学内の主要情報について一元化を図り、利用体制を整備する。

2 IR 推進部会は、内部質保証推進委員会の方針に基づき、全学的視点で、総合的かつ効率的な分析・評価を実施する。

3 IR 推進部会は、分析・評価結果について、内部質保証推進委員会に提供し、改善策及び向上策の立案の支援を行う。

(改善の推進)

第 10 条 学長は、内部質保証推進委員会から報告・提案された自己点検・評価結果に基づく改善事項の指摘について、改善が必要であると認められる事項に関しては、速やかに、有効かつ具体的な措置を講じる。

2 学長は、本学の内部質保証の状況及び自己点検・評価結果を常任理事会に報告し、内部質保証システムが適切に機能するよう、本学における教育研究の質保証に係る取組の支援に関して、有効かつ計画的な措置を講じる。

(情報の公表)

第 11 条 学長は、内部質保証の状況及び自己点検・評価結果を積極的に学外に公表し、教育研究活動等及びその改善の状況の透明性を担保するものとする。

(主管部署)

第12条 内部質保証推進委員会及びIR推進部会の事務を含む内部質保証に係る事務は、学長室学長事務課が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、内部質保証推進委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

この規程は、令和5年6月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制

2024年4月24日
内部質保証推進委員会

本学における建学の精神、教育研究の理念・目的等の実現に向け、本学らしい大学としての成長を確実に遂げていくことができるよう、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、その実施方針及び体制を定める。

1. 内部質保証の推進方針

建学の精神、教育研究の理念・目的等に基づいて、教育研究に関する本学の諸活動の自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善・向上に結びつけることにより、教育研究に係る水準の維持及びその充実を図る。

また、この教育研究の質を継続的に向上させるシステムが十分に機能するよう、内部質保証推進に係る実施体制の整備を図り、その適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築していく。

2. 内部質保証の推進体制

(1) 組織体制

内部質保証を推進するための組織は、内部質保証の客観性の担保、及び全学的視点での実施とする観点から、内部質保証に関する企画の立案、自己点検・評価結果の検証及び改善事項の管理・支援などを行い、内部質保証の推進に責任を負う組織を、学内に明確に位置付けることとする。

具体的には、学長の下に「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進委員会（以下、「推進委員会」という）」を設置し、自己点検・評価活動を統括し、自己点検・評価報告書の取りまとめを行うとともに、その検証結果に基づく改善事項の管理・支援を行い、内部質保証システム推進に責任を負う組織として位置付ける。

自己点検・評価活動は、推進委員会が設定した自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価方法を設定した実施要領に基づき、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行うこととする。

また、内部質保証推進委員会の下に IR 推進部会を置き、内部質保証において、全学的視点から主要な情報の収集・分析・評価を行う体制が有効に機能するよう整備していくこととする。

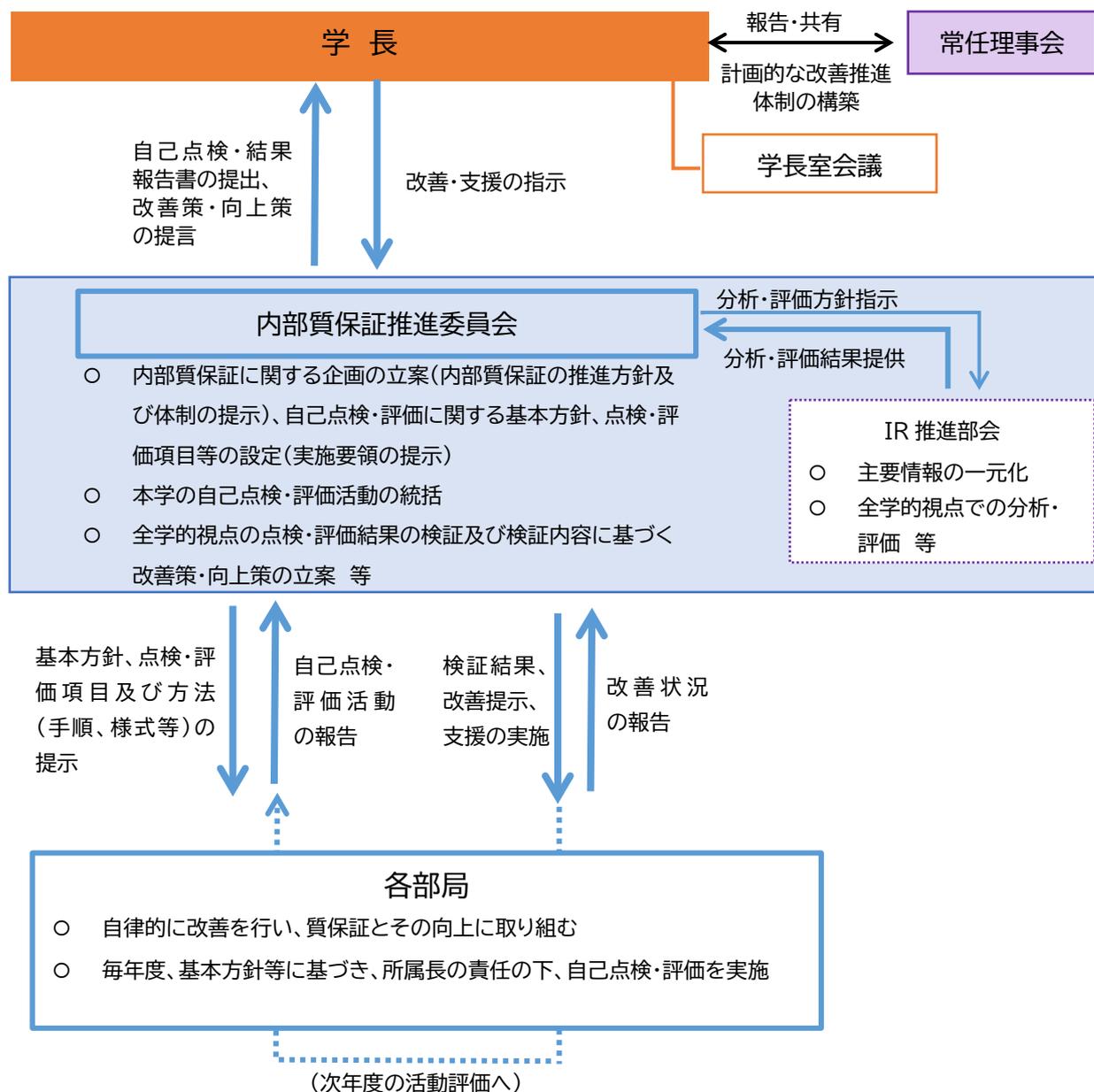
(2) 手続き

- ① 学長は、女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部に関する自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表等、内部質保証システムの最高責任者として、全学的な立場から内部質保証の推進に責任を負う。
- ② 内部質保証の基盤となるのは各部局における自己点検・評価であることから、推進委員会は、自己点検・評価が適切かつ有効に機能すること、作業負荷が大きくなることに配慮し、自己点検・評価の基本方針、具体の点検・評価項目及び方法を設定する。各部局は、推進委員会の指示に基づいて、自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出する。
- ③ 推進委員会は提出内容を取りまとめた上で検証を行い、IR推進部会からの分析・評価結果の報告も参考に、検証内容に基づく改善策・向上策の調整・立案を行う。
- ④ 推進委員会は、学長に対し、女子栄養大学自己点検・評価報告書及び女子栄養大学短期大学部自己点検・評価報告書を提出し、その際、自己点検・評価結果の検証に基づき改善が必要となる事項について報告・提案する。本学が認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項とする。
- ⑤ 学長は、委員会から報告・提案のあった改善事項について、緊急的もしくは組織横断的な対応が必要であると判断した場合は、推進委員会に対し、期限を付した上で改善のために必要な活動を行うことを指示する。
- ⑥ 推進委員会は、学長の指示のもと、関係部局に対し、期限を付した上で改善のために必要な活動を行い、その状況を推進委員会に報告することを指示する。また、必要に応じて、学長との協議によりプロジェクトチームを設けることができる。
- ⑦ 関係部局は、改善の指示に対して改善のために必要な活動を行い、その状況を部局もしくはプロジェクトチームの長から推進委員会に報告する。推進委員会は、内部質保証の観点から改善事項の達成状況や活動の見通しについて検証し、その結果を学長に報告する。
- ⑧ 法人に係る内容等の評価項目において改善事項が発生した場合の改善指示は、学長と理事長が協議の上、その都度対応する。
- ⑨ 学長は、女子栄養大学自己点検・評価報告書及び女子栄養大学短期大学部自己点検・評価報告書、あわせて公表が必要と判断した情報を本学ホームページにおいて公表する。
- ⑩ 以上の手続きは原則として毎年度実施し、改善・工夫については速やかに計画的に取り組むとともに、一定期間を要する場合は、各年度の到達状況を明らかにして段階的に取り組むこととする。

〈参考〉内部質保証の推進体制のイメージ

(内部質保証の推進体制の整備を通して実現する姿)

- 内部質保証を恒常的に機能させることのできる、すなわち全学的視点で PDCA サイクルを有効に機能させることのできる教学マネジメント体制の確立。
- 自己点検・評価活動が有効かつ効率的に実施され、その結果の検証に基づき、大学の教育研究における重要課題の特定、改善・向上のための取組みが組織的かつ継続的に実施される体制の確立。



女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における
2023 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領
(令和 6 年度実施)

2024 年 4 月 24 日
内部質保証推進委員会

「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程」及び「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制」に基づき、以下のとおり、自己点検・評価を実施する。

【内部質保証の推進方針】

建学の精神、教育研究の理念・目的等に基づいて、教育研究に関する本学の諸活動の自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善・向上に結びつけることにより、教育研究に係る水準の維持及びその充実を図る

また、この教育研究の質を継続的に向上させるシステムが十分に機能するよう、内部質保証推進に係る実施体制の整備を図り、その適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築していく。

1. 自己点検・評価の基本方針

(1) 実施対象

自己点検・評価の実施対象は、女子栄養大学、並びに女子栄養大学短期大学部を構成する別紙 (P.27) の部局とする。

(2) 対象期間と実施スケジュール

2023 年度自己点検・評価の評価対象期間は、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までとする。

ただし、教員数、学生数、授業科目数等のデータ基準日は、2024 年 5 月 1 日現在とする。また、入試データについては 2024 年 4 月入学生までを対象とする。

自己点検・評価活動については、内部質保証推進委員会が明示するスケジュールに基づいて取り組むこととする。

(3) 自己点検・評価活動

原則として、大学は（公社）日本高等教育評価機構が設定する基準及び点検・評価項目、短期大学部は（一社）大学・短期大学基準協会が設定する基準及び点検・評価項目に準じることとし、その詳細については、内部質保証推進委員会で定める。

(4) 実施及び取りまとめ

- ① 内部質保証推進規程に基づき、内部質保証推進委員会が自己点検・評価の基本方針を定め、自己点検・評価項目及び方法を設定したことを受けて、各部署において自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出する。
- ② 自己点検・評価の結果、改善・工夫すべき事項がある場合は、その事実とともに、今後の改善に向けての方針・プロセス等も含めて、あわせて記載し、提出する。
- ③ 内部質保証推進委員会は、各部署からの提出内容を取りまとめた上で、点検の内容、改善・工夫の方向性及び改善計画について、全学的視点で検証を行い、報告書として取りまとめる。
- ④ 自己点検・評価の実施にあたっては、実施後にプロセスや結果の振り返りを行い、必要に応じて次年度の実施方法を見直していく。
- ⑤ 年度の記載は西暦とすること。

(5) 自己点検・評価に際しての留意事項

- ① 自己点検・評価が全学的視点で進むよう、どの教職員がみても理解できる内容になることを意識して、わかりやすく簡潔に記載すること。
- ② 教育の質の向上に確実につながるよう、「改善・工夫の方向性」を導き出すことを重視すること。このため、どのような状態を目指しているのか「目指す状態」を明らかにし、「点検内容」はそれに対して現状がどこまでできているのかを点検し、点検結果を踏まえて改善・工夫すべき点を検討・整理していくこと。
- ③ また、「改善・工夫の方向性」は、現状から「長所や特色」を抽出し、長所・特色のさらなる伸長につながる方向性に配慮すること。
- ④ 自己点検・評価の結果に基づく改善計画は、組織的な取組みとして進めることを踏まえて、整理すること。

2. 自己点検・評価の実施要領

- (1) 内部質保証推進委員会は、大学、短期大学部において、準拠する基準及び点検・評

価項目を参考に、基準ごとに、「目指す状態」「評価項目」「点検ポイント」の提示を行う。

(2) 各部署は、「目指す状態」「評価項目」「点検ポイント」を盛り込んだ「自己点検・評価シート」を用いて、点検・評価を行う。その際、次の①～④に留意して、点検・評価を行う。

点検・評価シートは、5月29日(水)17時までに推進委員会事務局(学長事務課)に提出する。

- ① 「目指す状態」については、仮案を提示してあるので、検討し、ふさわしい内容に整える。(変更箇所は赤字で示すこと。)
- ② 点検ポイントを踏まえ点検・評価を行い、「点検内容」に、現状をもとに点検した結果を記載する。わかりやすい表現で簡潔な文章とする。支援などの取組みについては、主要なものを5つ程度記載する。根拠となる資料で、概要がわかる図やデータがあれば、点検・評価シートとともに提出する。
- ③ 基準に関し、現状を踏まえ、「長所・特色」を抽出し、記載する。
- ④ 「目指す状態」に照らし、現状がどのような状態にあるのか「点検内容」をもとに、「改善・工夫の方向性」を整理し記載を行い、いつまでになにをどのように改善・工夫していくのか、「改善計画」に具体的内容を記載する。

(3) 内部質保証推進委員会は、「目指す状態」「点検内容」及び「長所・特色」をもとに、「改善・工夫の方向性」及び「改善計画」について、必要に応じて担当部署からの聴取を行い、適切な内容に整えていく。最終的に内部質保証推進委員会が基準ごとに点検・評価の「総括」を行う。

(4) 内部質保証推進委員会で検証、整理した「自己点検・評価シート」の内容について、各部署において検討・確認を行い、見直しが必要な点については、再度、推進委員会で議論・調整を行う。

(5) 内部質保証推進委員会は、「自己点検・評価シート」の内容をもとに、全体的な総括を行い、報告書の取りまとめを行う。

別紙

自己点検・評価報告書の作成に係る担当部署一覧

〈大学〉

部署・組織	担当課
坂戸教務学生部	学部教務課、大学院教務課、学生生活課、坂戸就職課
学科長会議、大学院諸問題検討委員会	
学長室会議	
学長室	学長事務課、研究支援課
入試部	入試広報課
図書館	大学図書館課
情報・ネットワーク部	情報・ネットワーク課
総務部	総務課、秘書・企画課、経営戦略課
経理部	会計課、財務課
管理部	坂戸管理課
広報部	社会連携課、学園広報課

〈短期大学部〉

部署・組織	担当課
駒込教務学生部	短期大学部教務学生課
カリキュラム委員会	
学長室	学長事務課、研究支援課
入試部	入試広報課
図書館	駒込図書館課
情報・ネットワーク部	情報・ネットワーク課
総務部	総務課、秘書・企画課
経理部	会計課、財務課
管理部	駒込管理課
広報部	社会連携課、学園広報課